

## 生成ペレット売買（単価契約）契約書（案）

沖縄県公営企業管理者 企業局長

（以下「甲」という）と

（以下「乙」という）とは、

甲の管理する北谷浄水場で生成されたペレット（以下「生成ペレット」という）を売買することに関し、次のとおり契約を締結する。

（生成ペレットの使用目的）

第1条 乙は北谷浄水場から発生する生成ペレットを有償で譲り受け、これを建設資材等の原料として有効利用することを目的とする。

2 乙は譲り受けた生成ペレットを、善良なる管理者の注意をもって保管及び使用するものとする。

（引渡場所）

第2条 生成ペレットの引渡場所は下記所在の乙の保管場所とする。

所在地

2 前項に定める場所への生成ペレットの運搬は甲が定める産業廃棄物収集運搬許可業者が行うものとする。

3 引渡場所については、前号で定めた運搬業者と調整のうえ、乙立会いのもと引き渡すものとする。

（売買代金及び支払方法）

第3条 生成ペレットの売買代金は、10 トントラック1台（積載量約9トン）当たり  
円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。

2 甲は、前項に規定する代金を、原則として毎月当該月の末日までの運搬台数を集計の上、翌月の10日までに納入通知書で請求するものとする。

3 前項の納入通知書における代金の納入期限は、毎月当該代金に係る月の翌月25日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日とする。

4 乙は、第2項に規定する納入通知書により納入期限を厳守のうえ支払うものとする。

（納入の督促及び延滞金の納入）

第4条 甲は、乙が売却代金を納入期限までに納入しない場合は、期限を指定して督促することができる。

2 前項の規定により督促を受けた乙が、指定を受けた期限までに納入しない場合は、沖縄県延滞金徴収条例に基づき延滞金を徴収する。

(生成ペレットの性状等)

第5条 乙は生成ペレットの使用に当たっては、その性状を十分把握したうえで使用するものとする。

(法令の遵守)

第6条 この契約の履行に当たり甲・乙双方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(事故の処理及び解決)

第7条 生成ペレットの引き渡し後に発生した事故については、乙がすべて処理、解決するものとする。

(契約の解除)

第8条 乙が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に違反し沖縄県より行政処分等の指導を受け重大な過失が認められた場合は、甲はこの契約を解除することができる。

(契約に定めのない事項等)

第9条 この契約の解釈に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

(契約の有効期間)

第10条 この契約の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

本契約の証として本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番地2号  
沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚原 憲実

乙